

川西市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画策定支援並びに第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定支援及びアンケート調査業務委託仕様書

I 川西市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

川西市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画策定支援業務

2. 業務の目的

「川西市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」は、老人福祉法に基づく老人福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するもので、今年度に計画期間が満了する現行計画を改定し、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画として策定するものである。

計画の策定に当たっては、現行計画における事業成果の分析や本市の実態把握及び課題の分析を踏まえ、兵庫県地域医療構想との整合性を確保しつつ、上位計画である「第5次川西市総合計画」及び「第5期川西市地域福祉計画」など関連する諸計画との調和を図り、2025年及び2040年を見据えたサービス基盤や人的基盤の整備、地域共生社会の実現、介護予防・健康づくり施策の充実・推進、認知症施策の推進といった数々の課題に的確に対応した施策を立案する必要がある。

本業務委託は、かかる趣旨を踏まえ、専門的な知見や情報収集・分析等の技術を有する民間事業者による企画・提案等の支援を受けることにより、本市における高齢者施策の基本的な計画として、高齢者を取り巻く課題や介護保険サービス等に対するニーズに的確に対応し、地域包括ケアシステムのより一層の深化・推進を図るための計画案策定に資することを目的とするものである。

3. 業務の内容

(1) 施策動向に関する情報収集及び課題整理

高齢者保健福祉制度や介護保険制度に関する国や県の施策動向等について情報収集を行うとともに課題の整理を行うこと。また、必要に応じ他市等の先進事例について情報収集を行うこと。

(2) 介護保険事業や関連施策の現状分析、施策評価及び次期計画における重点施策等の提案

①第1～7期を通じた介護保険事業の運営状況の分析（給付分析等）を行うこと。

②第7期計画における目標数値の達成状況及び保険給付実績等の現状分析・評価・課題の洗い出しを行うこと。

③「高齢者福祉」の視点から課題分析、企画・提案を行うこと。

④地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み事項の検討・整理・提言を行うこと。

- ⑤「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」の調査結果に基づく地域課題の把握と整理を行うこと。
 - ⑥国の定める基本指針や県の定める地域医療構想及び介護保険事業支援計画との整合性を確保した計画案の構成を企画・提案すること。
 - ⑦平成 30 年度から令和 2 年度の介護給付等の実績を踏まえ、県の地域医療構想とも整合性のとれた保険料水準等の推計を行うこと。
 - ⑧地域ごとの実態把握・課題分析を踏まえた上で、保険者機能を強化していく施策提案を行うこと。
 - ⑨介護保険事業や医療など関係団体へのヒアリングについて企画提案を行い、実施結果の分析等を行うこと。
 - ⑩地域支援事業及び一般高齢者施策における高齢者生活支援サービスについて、地域ケア会議を活用した地域課題の把握や社会資源の活用といった視点から、市が施策として展開していくためのニーズ分析、企画提案を行うこと。
 - ⑪「介護サービスの充実強化」「総合事業の推進」「介護予防の推進」「医療と介護の連携強化」「高齢者の保健事業と一般介護予防事業等との一体的な実施」「認知症施策の推進」「介護人材の確保」「介護離職の防止」について、現状分析及び次期計画における施策提案を行うこと。
 - ⑫市民の意見を幅広く計画に反映させる為、ワークショップの開催を予定しており（北部・中部・南部の 3 回）、開催に係る支援及び結果の集計・分析を行うこと。
- (3) 人口推計、介護サービス見込量の推計及び保険料設定支援
- ①総人口、高齢者・要介護者（要介護度別）等の人口推計
 - ②認定率、サービス利用率の将来推計を踏まえた目標年度における介護サービス見込量の算定支援
 - ③上記①・②を踏まえた保険料の算定支援
- (4) 川西市介護保険運営協議会等の会議への参画及び運営支援
- 本計画に関する調査、審議を行う「川西市介護保険運営協議会」（6 回程度の開催を予定）について、会議資料の作成（電子データ及び簡易製本 30 部を納品）、会議への出席及び必要に応じた説明、会議録の作成（電子データで納品）等の支援を行う。
- (5) パブリックコメントの実施支援
- 市民の意見を幅広く計画に反映させる為、パブリックコメントの実施を予定しており、必要な情報収集や寄せられた意見を踏まえた修正案の提案等の支援を行う。なお、パブリックコメントは、「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」（平成 22 年川西市条例第 16 号）に基づき行うものとする。
- (6) 計画書の策定支援
- ①誰にも親しみやすく、わかりやすい計画書となるよう、計画書の設計（構成）を行うこと。
 - ②（1）～（5）の調査・分析等の結果に基づく計画骨子案を作成すること。

- ③計画（素案）の作成、取りまとめを行うこと。
- ④計画（成案）の作成、取りまとめを行うこと。
- (7) 計画書原稿等の作成（いずれも納品時期：令和3年2月下旬）
 - ①川西市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（A4版）印刷用の原稿（版下）データの作成（A4版・2色刷り・150ページ程度）
 - ②川西市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（概要版）（A4版）印刷用の原稿（版下）データの作成（A4版・2色刷り・25ページ程度）
 - ③上記①②のホームページ掲載用PDFデータ
 - ④上記①②の簡易製本各30部と本業務で使用・作成したデータ・資料一式を電子データとして納品すること
- (8) スタッフ体制及び計画策定までのスケジュールの提示
 - ①計画策定に関する具体的な手法やスケジュールについては、国の定める基本指針や県の示す方針等の内容を踏まえ、市担当課と協議しながら進めること。
 - ②スタッフ体制は総括責任者、担当者計2人以上とすること。候補事業者決定後1週間以内に、当該業務にかかるスタッフの体制表（他の兼任業務を含む）及び計画策定までのスケジュール等を提出すること。

II 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定支援業務及びアンケート調査業務委託仕様書

1. 委託業務名

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定支援業務及びアンケート調査業務

2. 業務の目的

「第7次川西市障がい者計画（第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）は、障害者基本法に基づく市町村障害者計画、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に策定するもので、今般、令和2年度に中間年度を迎える現計画の中間評価を行うとともに、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画については、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画を策定するものである。

第6期障がい福祉計画では、第5期障がい福祉計画の実績及び本市の実情を勘案し、施設入所者の地域生活への移行や福祉施設利用者の一般就労への移行等について、必要となる障害福祉サービスに係る利用ニーズの把握及び将来推計（3年間）を行う。

また、第2期障がい児福祉計画も同様に、児童発達支援や放課後等デイサービスについて、利用ニーズを把握し、利用ニーズを満たすことのできる定量的な目標を定め

ることとされていることから、障がい児等のニーズや、地域における児童数の推移、保育所・認定こども園・放課後児童育成クラブ等での障がい児の受け入れ状況などを踏まえ、利用ニーズの把握及び将来推計（3年間）行うものである。

かかる趣旨を踏まえ、専門的な知見を活かした情報収集や分析等の業務を委託することにより、障がい者を取り巻く課題や福祉サービス等に対するニーズなどを的確に把握し、課題解決に繋がる計画案の策定に資することを目的とする。

3. 業務の内容

(1) 計画案の策定支援

国の示す基本指針に即して、障害福祉サービスや障害児通所支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や必要な見込量を適切に定めるため、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定のためのアンケート」を実施し、サービスの利用ニーズの把握に必要な情報収集や分析、報告書の作成、計画素案の提案等を行うこと。

(2) アンケート調査

18歳以上の市民及び川西市内に住所のある障害者並びに川西市民が利用している障がい福祉事業所を対象（合わせて3,000人程度を予定）にアンケート調査を行い、障がい者の生活実態や課題、福祉サービスに対するニーズ等を把握し、課題の解決に資する計画の策定及び第7次川西市障がい者計画の中間評価に役立てること。

- ① 回収調査票の引き取り（回収された調査票は、受託者へ受け渡す。なお、回収調査票の受け渡しは、受託者が本市へ赴くものとする）を行うこと。
- ② 開封作業、整理及び改修した調査票のデータ入力（自由記述を含む）を行うこと。
- ③ 集計（クロス集計も含む）及びデータ加工、作表等を行うこと。
- ④ 随時、本市と協議を行い、本市の要望を踏まえた調査報告書を作成すること。

なお、アンケート調査に係る郵送料（往復）は、本市の負担とし、アンケート項目、用紙の印刷、封入及び回収については、本市が行うこととする。

(3) 障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業及び関連施策の現状分析、施策評価及び次期計画における重点施策等の提案

- ① 第1～6次を通じた現状分析を行うこと。
- ② 中間年を向かえる第7次川西市障がい者計画における政策の達成状況及び現状分析・評価・課題の洗い出しを行うこと。

(4) 川西市障害者施策推進協議会等の会議への参画及び運営支援

本計画に関する調査、審議を行う「川西市障害者施策推進協議会」及び「川西市障がい者自立支援協議会」（合わせて5回程度の開催を予定）について、会議資料の作成（電子データ及び簡易製本30部を納品）、会議への出席及び必要に応じた説明、会議録の作成（電子データで納品）等の支援を行う。

(5) パブリックコメントの実施支援

市民の意見を幅広く計画に反映させる為、パブリックコメントの実施を予定しており、必要な情報収集や寄せられた意見を踏まえた修正案の提案等の支援を行う。なお、パブリックコメントは、「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」（平成22年川西市条例第16号）に基づき行うものとする。

(6) 計画書の策定支援

①誰にも親しみやすく、わかりやすい計画書となるよう、計画書の設計（構成）を行うこと。

②（1）～（5）の調査・分析等の結果に基づく計画骨子案を作成すること。

③計画（素案）の作成、取りまとめを行うこと。

④計画（成案）の作成、取りまとめを行うこと。

(7) 計画書原稿等の作成（いずれも納品時期：令和3年2月下旬）

①第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画及び第7次川西市障がい者計画の中間評価に係る（A4版）印刷用の原稿（版下）データの作成（A4版・2色刷り・100ページ程度）

②アンケート調査結果報告書（A4版・2色刷り・100ページ程度）

③上記①②のホームページ掲載用PDFデータ

④上記①②の簡易製本各30部と本業務で使用・作成したデータ・資料一式を電子データとして納品すること

(8) スタッフ体制及び計画策定までのスケジュールの提示

①計画策定に関する具体的な手法やスケジュールについては、国の定める基本指針や県の示す方針等の内容を踏まえ、市担当課と協議しながら進めること。

②スタッフ体制は総括責任者、担当者計2人以上とすること。候補事業者決定後1週間以内に、当該業務にかかるスタッフの体制表（他の兼任業務を含む）及び計画策定までのスケジュール等を提出すること。

III. 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

IV. 委託料の支払い方法

完了後一括支払い

V. その他

(1) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。

(2) 業務の履行にあたり、個人情報の取り扱いについては、川西市個人情報保護条例に基づき、適正な個人情報の取り扱いを行うこと。

(3) 業務履行の過程において、川西市または受託者が必要と認める場合には、適宜協議

を行うこと。

- (4) 本仕様書を変更する必要がある場合は、市と受託者が協議の上、仕様書を変更し、必要に応じ契約金額を変更するものとする。
- (5) この業務の委託料は、業務終了後、受託者からの請求により支払う。
- (6) 成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても、受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。